

電気供給約款＜東北/東京/中部/北陸/関西/中国/四国/九州/沖縄電力エリア【低圧】＞ 新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

旧	新
<p>23 料金その他の支払方法および支払期日</p> <p>(2) 当該債権譲受人へ支払っていただく場合の料金その他の支払方法および支払期日は、当該債権譲受人の定めるところによります。ただし、当該債権譲受人がサイサンである場合の料金その他の支払方法および支払期日は次の各号の通りといたします。</p> <p>イ 料金については毎月、以下のいずれかの方法により支払っていただきます。なお、お客さまが個人の場合の支払い方法は原則として(イ)または(ロ)の方法とし、お客さまが法人の場合の支払い方法は原則として(ロ)または(ハ)の方法としますが、サイサンが特に認めた場合は、その他の方法とします。</p> <p><u>(ハ) お客さまが料金をサイサンが指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、サイサンが指定した様式によっていただきます。この場合、支払期日は、支払義務発生日の翌月末日といたします。</u></p>	<p>23 料金その他の支払方法および支払期日</p> <p>(2) 当該債権譲受人へ支払っていただく場合の料金その他の支払方法および支払期日は、当該債権譲受人の定めるところによります。ただし、当該債権譲受人がサイサンである場合の料金その他の支払方法および支払期日は次の各号の通りといたします。</p> <p>イ 料金については毎月、以下のいずれかの方法により支払っていただきます。なお、お客さまが個人の場合の支払い方法は原則として(イ)または(ロ)の方法とし、お客さまが法人の場合の支払い方法は原則として(ロ)の方法としますが、サイサンが特に認めた場合は、その他の方法とします。</p> <p>(削除)</p>
<p>(新規追加)</p>	<p><u>ロ イ(イ)またはイ(ロ)の手続きが完了するまでは、料金は、以下の方法により、支払期日までに支払っていただきます。</u></p> <p><u>(イ) 新たに電気の使用を申し込まれたお客さま</u> <u>サイサンが指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、サイサンが指定した様式によっていただきます。この場合、支払期日は、支払義務発生日の翌々月5日といたします。</u></p> <p><u>(ロ) (イ)以外のお客さま</u> <u>従前の支払い方法により支払っていただきます。ただし、やむをえないとサイサンが判断した場合は、(イ)の方法により支払っていただきます。</u></p>

<p>(新規追加)</p>	<p>ハ サイサンは、次のイまたはロに該当する場合には、各帳票の発行につき、別表7（手数料等）(1)に定める帳票発行手数料を、イのときには帳票発行の対象となる料金の算定期間の翌月の料金の支払期日までに、ロのときには帳票発行の対象となる料金の算定期間の料金の支払期日までに、その料金とあわせてお客さまに支払っていただきます。ただし、やむをえないとサイサンが判断した場合は、この限りではありません。</p> <p><u>(イ) お客さまが、イに該当し、書面による請求書（支払方法が、イ(イ)の場合は利用明細書をいいます。）の発行を希望され、サイサンが請求書（利用明細書）を発行した場合</u></p> <p><u>(ロ) お客さまが、ロ(イ)の方法により支払われる場合</u></p> <p>※ 九州電力エリアにおいては、「別表7（手数料等）」を、「別表8（手数料等）」と読み替えます。</p> <p>※ 沖縄電力エリアにおいては、「別表7（手数料等）」を、「別表9（手数料等）」と読み替えます。</p>
<p><u>ロ</u> お客さまが料金をイ(イ)、イ(ロ)または<u>イ(ハ)</u>により支払われる場合は、次のときにサイサンに対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>(ハ) <u>イ(ハ)</u>により支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。</p>	<p><u>ニ</u> お客さまが料金をイ(イ)、イ(ロ)または<u>ロ(イ)</u>により支払われる場合は、次のときにサイサンに対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>(ハ) <u>ロ(イ)</u>により支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。</p> <p>※ 以下ハ号からチ号をホ号からヌ号へ繰り下げます。</p>
<p>25 債権譲渡に関する特則</p> <p>(1) お客さまは、当社が料金その他の債務に係る債権（<u>24（延滞利息）</u>および<u>34（違約金）</u>を含み、<u>38（設備の賠償）</u>、<u>42（供給開始後の供給契約の終了または変更にもなう料金および工事費の精算）</u>および<u>55（工事費等の負担金）</u>を除きます。）を、当該債権譲受人に譲渡することをあらかじめ承諾していただきます。この場合において、当社および当該債権譲受人は、お客さまへの個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。</p>	<p>25 債権譲渡に関する特則</p> <p>(1) お客さまは、当社が料金その他の債務に係る債権（<u>24（延滞利息）</u>、<u>34（違約金）</u>および<u>41（お申し出による供給契約の終了）</u>（3）を含み、<u>38（設備の賠償）</u>、<u>42（供給開始後の供給契約の終了または変更にもなう料金および工事費の精算）</u>および<u>55（工事費等の負担金）</u>を除きます。）を、当該債権譲受人に譲渡することをあらかじめ承諾していただきます。この場合において、当社および当該債権譲受人は、お客さまへの個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。</p>

<p>41 お申し出による供給契約の終了 (新規追加)</p> <p>※ 解約事務手数料に関する条項は、お申し込み時にご確認いただく契約条項兼重要事項説明書に記載の解約事務手数料を指しますので、新たにお客さまにご負担いただく手数料ではございません。</p>	<p>41 お申し出による供給契約の終了</p> <p><u>(3) お客さまが供給開始日以降 1 年目の日までの期間内に、供給契約を終了しようとする場合は、当社は、別表 7 (手数料等) (2)に定める解約事務手数料を、供給契約の終了日の前日を含む料金の算定期間の料金の支払期日までに、その料金とあわせてお客さまに支払っていただきます。ただし、やむをえないと当社が判断した場合は、この限りではありません。</u></p> <p>※ 九州電力エリアにおいては、「別表 7 (手数料等)」を、「別表 8 (手数料等)」と読み替えます。</p> <p>※ 沖縄電力エリアにおいては、「別表 7 (手数料等)」を、「別表 9 (手数料等)」と読み替えます。</p>
<p>附則</p> <p>1 実施期日</p> <p>この供給約款は、<u>令和4年6月1日</u>から実施いたします。</p>	<p>附則</p> <p>1 実施期日</p> <p>この供給約款は、<u>令和4年8月1日</u>から実施いたします。</p>
<p><u>5 この供給約款の実施にともなう切替措置</u></p> <p><u>令和4年5月31日以前から電気の供給が継続し、令和4年6月1日から令和4年6月30日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金における燃料費調整額の算定については、別表 2 (燃料費調整) (1)イにより算定される平均燃料価格が 47,100 円を上回る場合は、平均燃料価格を 47,100 円とみなして算定いたします。</u></p> <p>※ 上記平均燃料価格は東北電力エリアの例を記載しており、エリアごとに異なります。</p> <p>※ 北陸/関西/中国/四国/九州電力エリアにおいては、「5 この供給約款の実施にともなう切替措置」を「4 この供給約款の実施にともなう切替措置」と読み替えます。</p>	<p>(削除)</p>

<p>(新規追加)</p>	<p><u>5 この供給約款の実施にともなう経過措置</u> <u>サイサンは、23（料金その他の支払方法および支払期日）(2)ハ(イ)により、この供給約款の実施期日から令和4年11月30日までの期間において発行される書面の請求書（利用明細書）について、別表7（手数料等）(1)イに定める帳票発行手数料を免除いたします。</u></p> <p>※ 北陸/関西/中国/四国/九州/沖縄電力エリアにおいては、「5 この供給約款の実施にともなう経過措置」を、「4 この供給約款の実施にともなう経過措置」と読み替えます。 ※ 九州電力エリアにおいては、「別表7（手数料等）」を、「別表8（手数料等）」と読み替えます。 ※ 沖縄電力エリアにおいては、「別表7（手数料等）」を、「別表9（手数料等）」と読み替えます。</p>						
<p>(新規追加)</p> <p>※ 解約事務手数料に関する条項は、お申し込み時にご確認いただく契約条項兼重要事項説明書に記載の解約事務手数料を指しますので、新たにお客さまにご負担いただく手数料ではございません。</p>	<p><u>7 手数料等</u> <u>(1) 帳票発行手数料</u> イ 23（料金その他の支払方法および支払期日）(2)ハ(イ)の場合</p> <table border="1" data-bbox="1133 906 2083 954"> <tr> <td>請求書（利用明細書）1部につき</td> <td>110円00銭</td> </tr> </table> <p>ロ 23（料金その他の支払方法および支払期日）(2)ハ(ロ)の場合</p> <table border="1" data-bbox="1133 1002 2083 1050"> <tr> <td>払込票1部につき</td> <td>330円00銭</td> </tr> </table> <p><u>(2) 解約事務手数料</u></p> <table border="1" data-bbox="1133 1098 2083 1145"> <tr> <td>1契約につき</td> <td>3,300円00銭</td> </tr> </table> <p>※ 九州電力エリアにおいては、「7 手数料等」を、「8 手数料等」と読み替えます。 ※ 沖縄電力エリアにおいては、「7 手数料等」を、「9 手数料等」と読み替えます。</p>	請求書（利用明細書）1部につき	110円00銭	払込票1部につき	330円00銭	1契約につき	3,300円00銭
請求書（利用明細書）1部につき	110円00銭						
払込票1部につき	330円00銭						
1契約につき	3,300円00銭						